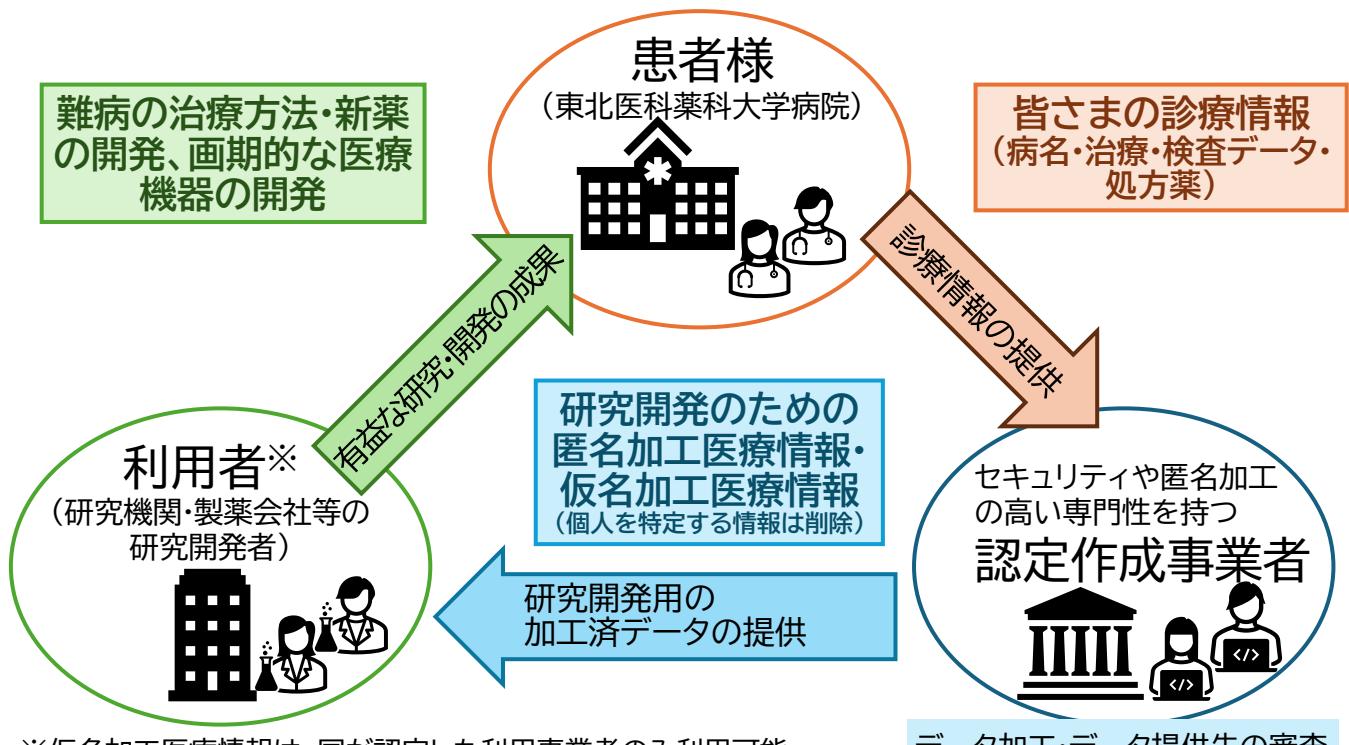


みなさまの診療情報が 未来の医療をつくります

- 当院では、新しいお薬の開発や治療法の開発など、日本の健康医療の研究開発のために、当院を受診した患者さんの診療情報を国が認定した事業者に安全に提供します。
- この事業者は、診療情報の「氏名」「住所」などを削除し、ご本人を特定できないように加工した「匿名加工医療情報」を、研究機関や省庁、薬や医療機器を開発する企業や研究者に医療・医学の発展に役立つ場合に限り提供します。また、他の情報と照合しない限りご本人を特定できないよう加工した「仮名加工医療情報」を、国が安全管理を認定した利用者に医療・医学の発展に役立つ場合に限り提供します。
- 情報提供を拒否される場合は、当院の対応窓口(裏面記載)にお申し出下さい。提供を拒否されても治療には一切影響しません。



次世代医療基盤法に関する制度の概要や認定作成事業者への医療情報の提供等に関するお問い合わせ
「次世代医療基盤法コールセンター」

電話番号: 0570-050-211(ナビダイヤル)
03-6731-9590(一般電話)

受付時間: 月曜~金曜 9:00~18:00
(土日祝日・年末年始は除く)

内閣府ホームページ →
国民・患者の方へ



Q&A みなさまの疑問や質問にお答えします。

Q1. 診療情報を収集する認定作成事業者って何ですか？

A. 診療情報を適切に収集して管理を行う、国が認めた高いセキュリティ技術と信頼性のある民間事業者です。この仕組みは「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（略称：次世代医療基盤法）」に基づいています。

Q2. 「仮名加工」と「匿名加工」の違いは何ですか？

A. 匿名加工とは、「氏名」「住所」などの個人に紐づく情報を削除したり、特異な記述等の一部を削除や加工を行い、個人を特定できないようにすることです。
仮名加工とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を特定できないような加工方法です。安易に照合されないように、国が安全管理の状況を認定した事業者にしか提供されません。

Q3. いつから認定作成事業者に診療情報が提供されるのですか？ また、継続して受診する場合はどうなるのですか？

A. この通知をお渡しして1ヶ月経過すると認定作成事業者に診療情報が提供されます。また、継続して受診する場合は、認定作成事業者に提供される診療情報は更新（新しい情報が追加）されていきます。もし、提供を拒否したい場合は、ご本人や家族から申出いただくと認定作成事業者に情報は提供されませんし、申出はいつでも可能です。

診療情報の提供を望まれない方（拒否の申出について）

- 診療情報の提供を拒否される場合は、ご本人もしくはご家族により、いつでも拒否の申出ができます。
- 16歳未満の児童や自身で判断することが難しい方は、保護者や代理人の方も手続きが可能です。
- 拒否の手続きやご不明な点などは、下記、当院の拒否受付窓口までお越し下さい。なお、診療科や担当医では受付けておりませんので、ご了承ください。
- 法律や制度の仕組みの質問や相談は、表面に記載された「次世代医療基盤法コールセンター」にお問合せください。

拒否受付窓口：オプトアウト窓口（当院 本館1階 個人情報保護相談窓口）

電話番号 : 022-259-1221

対応時間 : 月～金 8:30～17:15（土日祝日を含む病院休診日は除く）